



## IATF -国際自動車産業特別委員会

### 承認取得・維持ルール

## IATF ルール 第5版 – よくある質問 (FAQ)

*IATF 承認取得・維持ルール IATF 16949 対応 第5版*（「ルール第5版」）は、2016年11月に出版され、2017年1月1日から有効である。IATF 承認審査機関からの質問に応じて、以下の質問及び回答は、IATF 国際監督機関によって同意されたものである。

FAQ は、既存のルール又は要求事項を説明するものである。

FAQ 1, 2, 及び 3 は 2017 年 1 月発行。

FAQ 4 は 2017 年 10 月発行。

FAQ 5-6 は 2019 年 10 月発行。

FAQ 7 は 2021 年 2 月発行。

**FAQ 8 は 2022 年 4 月発行。**



番号	ルール参照箇所	質問及び回答
1	<p style="text-align: center;"><b>条項 3.2:</b>                      依頼者による                      変更の通知</p> <p style="text-align: center;"><b>新規</b></p>	<p><u>質問</u>：</p> <p>すでに <b>IATF 16949</b> 認証を取得している生産事業所がその名称のみを変更した場合、どうなりますか？</p> <p><u>回答</u>：</p> <p>認証取得済み生産事業所がその名称のみを変更した場合（変更／改訂された法的登録文書により実証），審査機関には，新しい生産事業所名記載による改訂された登録証の発行が許可されます。登録証のこれまでのすべての情報は変更されることなく維持されなければならず，この改訂された登録証が <b>IATF</b> データベースにアップロードされます。</p> <p><i>注記：特別審査を実施するか否かは，提供された依頼者の情報に基づく，審査機関の自由裁量となる。</i></p>
<p style="text-align: center;">次の <b>FAQ No. 2</b> 及び <b>FAQ No. 3</b> は，<b>ISO/TS 16949</b> に対する <b>IATF</b> ルール第 4 版のために作成されていたものであることに注意されたい。</p> <p style="text-align: center;"><b>IATF</b> は現在，これらの <b>FAQ</b> の改訂作業中であり，これらを公式解釈（<b>SI</b>）として再発行する予定である。そのため，<b>FAQ No. 2</b> 及び <b>No. 3</b> は，<b>2018</b> 年に，公式解釈として置換えられることとなる。</p> <p style="text-align: center;">それまでの間，<b>FAQ No. 2</b> 及び <b>3</b> は，<b>ISO/TS 16949</b> 審査 及び <b>IATF 16949</b> 審査において引続き有効とされる。</p>		

番号	ルール参照箇所	質問及び回答
2	<p style="text-align: center;"><b>条項 3.2:</b>            依頼者による            変更の通知</p> <p style="text-align: center;"><i>改訂</i></p>	<p><u>質問</u>：</p> <p>すでに ISO/TS 16949 又は IATF 16949 の認証を取得している生産事業所が異なる住所に移転した場合、どうなりますか？</p> <p><u>回答</u>：</p> <p>認証取得済み生産事業所が現行の所在地から、新しい所在地に移動する場合、次の条件のすべてが適用されるのであれば、<u>生産事業所の完全移転</u>と見なされます：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• これまでの認証取得生産事業所から新規生産事業所への <b>従業員の 80%以上の移転</b>（すなわち、「従業員」には、経営者、管理職、直接的及び間接的に生産に従事する作業員を含む）。</li> <li>• 新規所在地で使用される設備は、これまでの認証取得生産事業所でのものと同一の設備で、新規プロセス又は変更されたプロセスの導入は<u>ない</u>。</li> <li>• 新規所在地における製品は、これまでの認証取得生産事業所と同一のものであり、新規製品の追加は<u>ない</u>。</li> </ul> <p>上記の条件が適用される場合、次のプロセスステップが審査機関によって開始されなければなりません：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 更新審査と同等の審査工数で、登録審査（ステージ 1 準備状況レビューは要求されない）を実施する。注記：依頼者は、審査機関に移転について通知しなければならず（ルール 3.2 で要求される通り）、移転の詳細を開示し、条件について、移転前に合</li> </ol>

番号	ルール参照箇所	質問及び回答
<p style="text-align: center;"><b>2</b> 続き</p>		<p>意しておかねばならない。そうでなければ、完全な初回登録審査（ステージ 1 準備状況レビューを含む）が要求される。</p> <p>2. ステージ 2 審査が問題なく終了し、不適合マネジメントのプロセスが実施され、肯定的な認証判定が下された後、審査機関は依頼者に対して、有効期間最長 3 年の IATF 16949 認証に対する新規登録証、又は 2018 年 9 月 14 日までを有効期間とする ISO/TS 16949 認証に対する新規登録証を発行する。</p> <p>3. ステージ 2 審査内容及び登録証を、IATF データベース内の現行の依頼者記録に入力する。ステージ 2 審査コメント欄に、生産事業所の移動／住所変更を説明する記述を追加する。</p> <p>4. 新たな登録証が発行されると、IATF データベースにある元の登録証は自動的に置換えられる。</p>

番号	ルール参照箇所	質問及び回答
3	<p style="text-align: center;"><b>条項 3.2:</b>                      依頼者による                      変更の通知</p> <p style="text-align: center;"><i>改訂</i></p>	<p><u>質問</u>：</p> <p>すでに <b>ISO/TS 16949</b> 又は <b>IATF 16949</b> の認証を取得している生産事業所が異なる住所に移転し、そしてその新しい事業所が以前の事業所よりも拡張される場合、どうなりますか？</p> <p><u>回答</u>：</p> <p>認証取得生産事業所が現行の所在地から、新しい所在地に移動する場合、次の条件の1つ以上が該当するのであれば、生産事業所の <b>部分的移転</b> と見なされます：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• これまでの認証取得生産事業所から新規生産事業所への<b>従業員の80%未満の移転</b>（すなわち、「従業員」には、経営者、管理職、直接的及び間接的に生産に従事する作業員を含む）。</li> <li>• 使用される<b>設備は、既存の設備</b>（これまでの認証取得生産事業所で使われていたもの）と新たに導入される<b>追加の新規／中古設備とを組合わせたもの</b>、及び／又は変更されたプロセス、レイアウトの導入がある又はない。</li> <li>• 新規生産事業所における<b>製品は、これまでの認証取得生産事業所と同一のものである</b>。さらに<b>自動車産業関連製品の追加がある</b>（すなわち、認証適用範囲が拡大される）又はない。</li> </ul>

番号	ルール参照箇所	質問及び回答
<p style="text-align: center;"><b>3</b> 続き</p>		<p>上記の条件が適用される場合、次のプロセスが審査機関によって実施されなければなりません：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. <b>ステージ 1 準備状況レビュー</b>を含めた完全な初回登録審査を実施する。注記：依頼者は、審査機関に移転について通知しなければならず（ルール 3.2 で要求される通り）、移転の詳細を開示し、条件について、移転前に合意しておかねばならない。</li> <li>2. <b>ステージ 2 審査が問題なく終了し</b>、不適合マネジメントのプロセスが実施され、肯定的な認証判定が下された後、審査機関は依頼者に対して、<b>有効期間最長 3 年の IATF 16949 認証に対する新規登録証</b>、又は 2018 年 9 月 14 日までを有効期間とする ISO/TS 16949 認証に対する<b>新規登録証</b>を発行する。</li> <li>3. <b>ステージ 2 審査内容及び登録証を</b>、<b>IATF データベース内の現行の依頼者記録</b>に入力する。ステージ 2 審査コメント欄に、生産事業所の移動／住所変更を説明する記述を追加する。</li> <li>4. <b>新たな登録証が発行されると</b>、<b>IATF データベースにおける元の登録証は自動的に置換えられる。</b></li> </ol>

番号	ルール参照箇所	質問及び回答
4	<p align="center"><b>条項 3.1:</b>                      依頼者との認証契約</p>	<p><u>質問:</u>                      第三者審査を観察するために、顧客が現地で立ち会うことは許されますか? 「顧客」の定義は何でしょうか (例: IATF 自動車メーカーのみ, ティア 1, 他)?</p> <p><u>回答:</u>                      認証取得組織が IATF 自動車メーカーメンバーを顧客として有している場合、審査機関と組織 (すなわち審査機関の依頼者) の間の法的拘束力のある契約によって、組織は、要請があれば、IATF 自動車メーカー (又はその代理者) が審査を観察することを認めることが要求されています。</p> <p>認証取得組織がその他の自動車産業顧客を有する場合、これらの自動車産業顧客による第三者審査の観察を認めるか否かについては、その認証取得組織の自由裁量となります。</p>
5	<p align="center"><b>SI 6:</b>                      審査員資格の維持</p>	<p><u>質問:</u>                      不正な活動とは、どのように定義されますか?</p> <p><u>回答:</u>                      不正な活動とは、ある個人によって不正直な、意図的な、及び/又は虚偽的な方法で実行される、当該の個人又は組織に有利に働くように企てられた活動、と定義されます。</p>

番号	ルール参照箇所	質問及び回答
6	条項 2.3.1: 審査機関の契約事務所	<p><u>質問</u> :</p> <p>たとえ地域事務所のマトリクスに何も変更がない場合であっても、審査機関は四半期毎に、管轄監督機関に通知する必要がありますか？</p> <p><u>回答</u> :</p> <p>はい。当該の四半期内で、地域事務所マトリクスに何も変更がなかったことを確認するために、管轄監督機関への通知が要求されます。</p>
7	条項 5.2: 審査工数の決定	<p><u>質問</u> :</p> <p>未だ現地で検証されていない、以前の審査機関によって発行された不適合のフォローアップのための時間を、CB 変更審査に追加する必要がありますか？</p> <p><u>回答</u> :</p> <p>はい。ルール第 5 版, 7.1.1 項では「CB 変更審査及びその審査工数は更新審査と同等のものとする」と、そして 5.2 d 項では「以前の審査に起因する是正処置の現地レビューについては、規定審査工数に追加して行う」と規定しています。したがって、たとえ以前の審査が別の審査機関によって行われたものであっても、その審査に起因する是正処置の現地レビューを実施するための時間を、追加する必要があります。</p>



番号	ルール参照箇所	質問及び回答
8	<p style="text-align: center;"><b>SI 26:</b> 審査工数の決定</p>	<p><u>質問</u>：</p> <p>半導体チップの不足のため OEM スコアカードが低いパフォーマンスを示しており、それが組織のプロセスの失敗の結果ではない場合でも、追加審査工数を加えるべきですか？</p> <p><u>回答</u>：</p> <p>いいえ。組織が顧客要求事項を満たす妨げとなる外部要因が存在する可能性は常にある一方で、顧客施設に対する影響を減じるため、組織には、そのような問題をすべて顧客に伝達する責任があります。IATF 16949 の条項 9.1.2.1 では、顧客要求事項への適合を確実にするために、品質及び納入を含めて、内部及び外部の指数の継続的評価を要求しています。</p> <p>世界的な半導体チップの不足は継続しており、自動車産業界のすべての利害関係者のよく知るところとなっており、組織は、自社がその影響を被るのか、そしてその程度はどれほどなのかを知って、顧客への影響を推定することになるでしょう。組織は、半導体の供給不足による部品若しくは製品の不足、又はその他の影響についての情報を顧客に提供するために、顧客と共に取り組むべきです。これにより顧客は、半導体不足に起因する納入調整、及びその他関連するスコアの調整が可能になります。</p> <p>しかし、供給不足に対する管理の欠如及び顧客への通知の不実施は、IATF 16949 の条項 6.1.2.1, 6.2.2.1, 8.4.2.1, 8.5.1.7, 並びに、その他のリスク分析及び計画策定の側面において、プロセスの問題があり得るとみなされ、追加審査工数を正当とする理由となります。</p>